第百二十九条第二項中「前項第三号」を「前項の規定にかかわらず、同項第三号」に改め、同条第七項中「第百二十九条第六項において準用する第百十二条」を「第百二十九条第七項において読み替えて準用する第百十二条」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　内部格付手法採用最終指定親会社は、大規模規制金融機関等向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャーに該当するものを含む。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前二項の規定にかかわらず、第一項第三号又は前項に定める相関係数に代えて、これらの規定に定める相関係数に一・二五を乗じて得た値を、それぞれ相関係数として用いるものとする。

第百三十条第一項中「（基礎的内部格付手法採用最終指定親会社の場合は、第九十八条各号に掲げるもの又は4－2以上の信用リスク区分に対応するＰＤに相当するＰＤが割り当てられた内部格付を付与されたものが提供するものに限る。）」を削る。

第百三十一条第二項第三号中「（保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）」を削り、「同条第六項」を「保険業法第二条第六項」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項第四号中「第百二十九条第一項第三号、同条第二項又は第四項に規定する」を「第百二十九条に定める」に改める。

第百三十五条第六項中「実効EE$_{t_k}$」を「$\overline{実効EE}_{t_k}$」に改め、同条に次の一項を加える。

8　前各項の規定にかかわらず、第五章の二第三節に定める先進的リスク測定方式によりＣＶＡリスク相当額を算出する場合において、第二百五十条の承認を受けて用いる内部モデルにより格付遷移リスクを計測しているときは、派生商品取引のマチュリティについて一年を上限とすることができる。

第百四十三条第十二項ただし書を削る。

第百五十条第一項中「（基礎的内部格付手法採用最終指定親会社の場合、第九十八条各号に掲げるもの又は4－2以上の信用リスク区分に対応するＰＤに相当するＰＤが割り当てられた内部格付を付与されたものに限る。）」を削り、同条第二項中「（基礎的内部格付手法採用最終指定親会社の場合、デフォルト・リスクについては、第九十八条各号に掲げるもの又は4－2以上の信用リスク区分に対応するＰＤに相当するＰＤが割り当てられた内部格付を付与されたものに限る。）」を削る。

第百五十五条第二項各号列記以外の部分中「当該取引」を「当該非同時決済取引」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「当該取引」を「当該非同時決済取引」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　反対取引の約定決済日の五営業日以後は、当該非同時決済取引の約定額（当該非同時決済取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

第百五十五条第三項第一号及び第二号中「当該取引」を「当該非同時決済取引」に改め、同項第三号中「すべての非同時決済取引」を「非同時決済取引の全て」に改め、同条第四項中「先進的内部格付採用最終指定親会社」を「先進的内部格付手法採用最終指定親会社」に、「当該取引」を「当該非同時決済取引」に改める。

第百五十六条第二項中「第百二十九条、第百三十六条から第百三十八条まで、第百四十三条、第百四十四条」を「第百二十九条から前条まで」に改める。

第四章第三節第九款中第百五十六条の次に次の二条を加える。

（重要な出資のエクスポージャー）

第百五十六条の二　内部格付手法採用最終指定親会社は、第百二十九条から前条までの規定にかかわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（ＥＡＤ）に千二百五十パーセントを乗じた額とする。

2　前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（ＥＡＤ）に千二百五十パーセントを乗じた額とする。

（特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）

第百五十六条の三　内部格付手法採用最終指定親会社は、第百二十九条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第二条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（ＥＡＤ）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

第百六十四条第二項中「第百二十九条第三項及び第五項」を「第百二十九条第四項及び第六項」に改める。

第百六十六条第二項に次の一号を加える。

三　債務者の特性に応じ、ストレスがかかった状況における資産価値変動に対する債務者の耐性を適切に反映させること。

第百七十条第二項中「を子法人等とする法人並びに当該事業体等の」を「の親会社等、」に改める。

第二百十六条中「連結自己資本規制比率（第三条の算式により得られるものに限る。）」を「第二条第三号の算式により得られる比率」に改める。

第二百二十五条の見出しを「（千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー）」に改め、同条第一項中「控除項目」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用した額を信用リスク・アセットの額」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　この章の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー

第二百二十五条第二項中「自己資本控除とされる額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額」に改める。

第二百二十七条第一項第一号イの表及びロの表並びに第二号の表中「自己資本控除」を「千二百五十」に改め、同条第二項中「自己資本控除」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に改め、同条第八項中「すべて」を「全て」に、「自己資本控除」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトの適用」に改める。

第二百二十九条第二項中「第九十八条第二号中」の下に「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が4－3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、適格格付機関が4－2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、」を加える。

第二百三十二条第五項中「自己資本控除」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に改める。

第二百三十四条第一項第一号の表中「自己資本控除」を「千二百五十」に改め、同号の表注中「掲げる式」を「定める式」に改め、同項第二号の表中「自己資本控除」を「千二百五十」に改め、同条第四項中「すべて」を「全て」に、「自己資本控除」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に改める。

第二百三十五条第三項中「自己資本控除」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に改め、同条第四項中「自己資本控除とされた」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとされた」に、「自己資本控除の額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額」に改める。

第二百四十四条第二項中「を自己資本控除」を「に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に改める。